

掛川市条例第20号

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない場合</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ 法人にあっては、その代表者が<u>アからオまでのいずれかに該当する場合</u></p>	<p>(指定工事店の指定)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定により申請した者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の指定を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合</u></p> <p>キ 法人にあっては、その代表者が<u>アからカまでのいずれかに該当する場合</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。